

第1回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年7月20日(木) 午前11時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 13名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

5番 小椋学

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 村田直樹

農地係 前田一成

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 選挙第 1 号 浜中町農業委員会会長の互選について
- 日程第 7 選挙第 2 号 浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第 8 浜中町農業委員会委員の議席の決定について
- 日程第 9 選任第 1 号 浜中町農業委員会部会委員の選任について
- 日程第 10 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 11 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 12 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 13 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の
定期報告について
- 日程第 14 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議
について
- 日程第 15 次回総会日程（予定）について

事務局 長

総会の開会前ではございますが、今回は改選後、初の総会であり、全委員さんが初めて顔を合わせる総会となりますので、私の方より御紹介したいと存じます。名前を呼ばれた方は、起立して一礼を願います。それでは、仮議席1番の方から御紹介させていただきます。

(順に紹介あるも省略)

続いて、事務局職員の紹介をいたします。

(順に紹介あるも省略)

以上、委員、職員の紹介を終わります。

前田 主事

(号令)

事務局 長

第1回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、以後の会議は、会長が決定されるまでの間、慣例によりまして町長を仮議長として取り進めさせていただきますので、御了承願います。

それでは、開会にあたり、副町長より御挨拶を申し上げます。

副町 長

皆さん改めましておはようございます。

6月定例議会において任命同意を得て選任された13名の委員の方々が一同に会しての第1回農業委員会総会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本町の農業委員に就任されましたことに対しまして心から敬意を表しますとともにお祝いを申し上げます。

この度の農業委員の改選では、道内170の農業委員会のうち150の農業委員会で改選になりました。

本町では、今回委員になられた内訳は、男性11名、女性2名で、新たに委員になられた方は3名であります。

さて、本町の農業状況であります。昨年の生乳生産量は11万トンを超えており、前回の改選期と比べると同水準ではありますが、依然として農家戸数は減少しており、担い手対策は喫緊の課題であります。町としても新規就農対策や後継者へのサポートを進めておりますが、農業委員皆様のお力添えも是非お願いいたします。

また、農業委員会では農地利用の最適化である「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」が活動の柱になっております。円滑な農地の利用調整に努めていただき、農業生産者の所得・生産性の向上を図るため、農地の有効利用、後継者の育成、農業者年金の普及啓発など農業委員としての重責を担っていただきますので3年間よろしくお願ひ申し上げ挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、仮議席1番嵯峨委員、2番齋藤委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

副 町 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 前回総会から本総会までの間の、会務について御報告申し上げます。

7月4日から6日「令和5年度市町村農業委員会事務局長研修会」が札幌市で開催され、私が出席しております。

目標地図素案の作成に向けた手順や違反転用への対応、転用案件を北海道に進達する際の注意点などを中心に研修が行われております。

7月11日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇ほか地区で実施し、嵯峨委員、新井委員、阿部委員、事務局2名で現地調査を行っております。対象地はいずれも〇〇〇〇〇〇〇の建設を目的としたもので、現況地目の確認後、地目変更登記を行い用地を売買予定とのことです。詳細につきましては議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

7月18日「令和5年度農業者年金業務担当者地区別研修会」が釧路市で開催され、前田主事が出席しております。

7月19日「令和5年度釧路地区法務基礎研修」が釧路町で開催され、前田主事が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

副 町 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

副 町 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案理由の説明をさせます。

事務局長 選挙第1号浜中町農業委員会会長の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長は、農業委員会等に関する法律第5条第1項及び第2項において、「農業委員会に会長を置く。会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されており、さらに浜中町農業委員会会議規則第6条第1項では、「会長は、委員の互選により決定し、会議の議長となる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長を互選しようとするものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。
会長の互選方法につきましては、無記名による投票と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお諮りいたします。

嵯峨委員 議長、1番。

副町長 1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 指名推薦による方法がいいと思います。

副町長 ただいま、指名推薦という発言がありました。
お諮りいたします。
会長の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

副町長 異議なしと認めます。
よって、会長の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。
それでは、これより、会長としての適任者を推薦願います。

嵯峨委員 議長、1番。

副町長 1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 経験豊富で委員からの信頼が厚い白川英之委員が適任と思われまますので、推薦いたします。

副町長 ただいま、白川委員を会長として推薦がありましたが、他にありませんか。

各委員 (なしの声)

副町長 他になしと認めます。お諮りいたします。

ただいま、会長に推薦された白川委員を浜中町農業委員会会長とすることに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

副 町 長 異議なしと認めます。
よって、白川委員が、浜中町農業委員会会長に決定いたしました。

それでは、これからの日程第7以降につきましては、浜中町農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長になられました白川会長に、議長として議事進行をお願いすることとし私の議長としての仕事はこれで終了させていただきます。

これから白川会長を先頭に3年間よろしくお願い申し上げます。私は、ここで退席させていただきますが、本日は本当にありがとうございました。

(議長交代)

事 務 局 長 それでは、会長の白川委員は議長席に移動願います。

(白川会長移動)

ただいま会長に就任されました白川会長より御挨拶をいただきます。

議 長 ただいま浜中町農業委員会会長に推薦いただき、会長に就任することになりました白川です。

大変重責ではございますが、本町農業発展のため農地行政の一躍を担う覚悟を持ち、並びに事務局の方々の協力を得ながら誠心誠意務めて参りたいと思いますので何卒よろしくお願いいたします。

会長就任にあたりまして簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

事 務 局 長 ありがとうございます。

事務局から一点ご報告がございます。

ただいま会長に就任されました白川会長は、一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項において、本道の地区内の市町村に置かれる農業委員会の会長は、一般社団法人北海道農業会議の普通会员となりますので、御本人の了解をいただきますとともに、会長以外の委員の皆様には、このことについての確認と御了承をいただきたいと思います。

それでは、これ以降についての議事は白川会長より進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

日程第7 選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。

事務局長 選挙第2号浜中町農業委員会会長職務代理者の互選について、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の会長職務代理者は、浜中町農業委員会会議規則第6条第2項において「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されており、また、会長職務代理者の互選については、同条第3項により「代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき会長職務代理者を互選しようとするものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局より、提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

会長職務代理者の互選方法につきましては、無記名による投票と指名推薦による方法の2通りがございますが、どちらの方法による互選がよろしいかお諮りいたします。

谷口委員 議長、3番。

議長 3番、谷口委員。

谷口委員 指名推薦による方法でお願いしたいと思います。

議長 ただいま、指名推薦という発言がありました。お諮りいたします。

会長職務代理者の互選方法を、指名推薦とすることに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の互選方法は、指名推薦とすることに決定しました。

それでは、これより、会長職務代理者としての適任者を推薦願います。

谷口委員 議長、3番。

議長 3番、谷口委員。

谷口委員 嵯峨委員を会長職務代理者に推薦します。

議長 ただいま、嵯峨委員を会長職務代理者として推薦がありましたが、他にありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 他になしと認めます。お諮りいたします。

ただいま、会長職務代理者に指名推薦された嵯峨委員を、浜中町農業委員会会長職務代理者とするに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、嵯峨委員が、浜中町農業委員会会長職務代理者に決定いたしました。

それではここで、会長職務代理者に就任されました嵯峨委員より御挨拶をいただきます。

職務代理者

ただいま会長職務代理者に推薦いただきましたが、まだまだ未熟者であります。皆様のご協力のもと白川会長と3年間精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、引き続き会議を行います。

日程第8 浜中町農業委員会委員の議席の決定をいたします。事務局より説明させます。

事 務 局 長

浜中町農業委員会委員の議席の決定について、御説明申し上げます。

浜中町農業委員会委員の議席の決定については、浜中町農業委員会会議規則第9条第1項において「委員の議席は、選任後の最初の会議において「くじ」で定め、番号票を付する。」と規定されております。

つきましては、本会議が選任後の最初の会議となりますので、この規定に基づき議席を定めようとするものでございます。なお、会長の議席は13番とすることで決定させていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局より説明が終わりました。

それでは、仮議席1番から「くじ」を引いていただきます。

(くじを引き、事務局に番号を告げる)

議席が決定しましたので事務局より報告させます。

報告が終わりましたら、各委員は所定の議席に移動願います。

事 務 局 長

議席の報告をいたします。

議席番号につきましては、1番妹尾委員、2番嵯峨委員、3番押切委員、4番新井委員、5番小椋委員、6番阿部委員、7番篠原委員、8番齋藤委員、9番谷口委員、10番宮崎委員、11番工藤委員、12番百々委員。

以上のように決定しております。座席の移動をお願いいたします。

(各委員移動)

議 長

日程第9 選任第1号浜中町農業委員会部会委員の選任についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読並びに提案の理由を説明させます。

事務局 長

選任第1号 浜中町農業委員会部会委員の選任について、提案の理由をご説明

浜中町農業委員会では、農業委員会の所掌業務を適格に処理するため、浜中町農業委員会内規により内部機関として部会を設置することとしておりますが、内規第1条では、「内部機関として農政部会並びに農地部会を置き、必要あるときは特別委員会及び調整委員会を設けることができる。」と規定され、第2条では、「各部会の委員の定数はそれぞれ6名とする。ただし、必要があると認めるときは、会長が本委員会に諮って変えることができる。」と定め、第5条第1項では、「部会の委員は、会長が本委員会に諮って決める。」とされております。

本案は、以上の規定に基づき農政部会、農地部会それぞれの委員を選任しようとするものでございますが、会長については部会の定数に含まれておりませんので、この点を申し添えますとともに、部会委員の選任にあたりましては、事前にご本人の希望をお伺いしておりましたが、地域性等を勘案し、会長により調整を図らせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

また、正副部会長の選任については、内規第6条第2項の規定により「部会の委員の互選による。」とされておりますことから、総会の場においては互選ができませんので、部会委員が選任された後、一時会議を休憩いたしますので、その間に各部会を開催していただき、それぞれの正副部会長について、互選を賜りますようお願いいたします。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より、提案理由の説明が終わりました。

ただいまの説明にもありましたように、部会の委員については、浜中町農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が本総会に諮って決めることとなっております。

事前にお配りした調査票によれば、農政部会5名、農地部会7名となっており、調整が必要でございます。

これより、職務代理者に協力いただき調整いたしますので、この際、会議を一時中止します。各委員におかれましては、その場で待機願います。

(会長、職務代理者、事務局長退室)

(「一時中止」のため各委員はその場で待機)

中止前に引き続き会議を開きます。地域のバランス、当選回数、経験などを勘案し、職務代理者と慎重に協議をいたしました。その結果について発表いたします。

農政部会には、3番押切委員、4番新井委員、5番小椋委員、6番阿部委員、

10番宮崎委員、11番工藤委員。

農地部会には、1番妹尾委員、2番嵯峨委員、7番篠原委員、8番齋藤委員、9番谷口委員、12番百々委員。

以上のように決定させていただきました。

本人の希望に添えない部分もありますが、地域性等を勘案して決定しましたので、よろしく願いいたします。

会議を暫時休憩いたします。

(休憩中に各部会開催)

休憩中に引き続き会議を開きます。

ただいま各部会を開いていただき、部長、副部長が決定いたしました。事務局より報告させます。

事務局 長

それでは、報告いたします。

農政部長には10番宮崎委員、副部長には6番阿部委員。

農地部長には9番谷口委員、副部長には12番百々委員。

以上のように決定しております。

議長

各部会長・副会長につきましては、今後、各部会の対応をよろしく願いいたします。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、姉別南〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇m²でございますが、詳細につきましては、議案書8ページ、9ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

事 務 局 長 日程第11 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、すべて登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

浜農委〇-〇号の願い出人は、別海町西春別駅前曙町〇〇番〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は仙鳳趾〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇〇〇〇〇m²、

浜農委〇-〇号の願い出人は、帯広市西〇〇条南〇丁目〇〇番〇、〇〇〇〇氏、願い出地は榊町〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇〇m²、

浜農委〇-〇〇号の願い出人は、琵琶瀬〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は琵琶瀬〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇〇〇〇m²、

浜農委〇-〇〇号の願い出人は、琵琶瀬〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は琵琶瀬〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇〇m²、

現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、阿部委員、事務局2名により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います
浜農委〇-〇について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委〇-〇の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委〇-〇〇の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委〇-〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委〇-〇は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委〇-〇を採決いたします。お諮りします。
浜農委〇-〇は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で〇〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1と2の審議を行い、その後、整理番号3から6の審議を行いたいと思います。

〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

関係資料中に「その法人の行う農業に必要な年間総労働日数」の欄があるが、日数が入っていない。他の整理番号では、365日と数字が入っている。

重要かどうかは別として正解は何なんですか。

事務局長

農業への年間従事日数の合計が記入される。法人に対しては、ここまでの指導はしておりませんが、チェックミスもございますが気づいた時点で指導はさせていただいております。

議長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に整理番号2について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは、次に整理番号3について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号4について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

次に整理番号5について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号6について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項及び第2項では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が所有権の移転に係るものであり、かつ、農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては2件の買入協議でございますが、整理番号1は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏所有地、整理番号2は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇氏所有地に係るもので、ともに令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げますが、詳細につきましては

農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、8月31日、月曜日、農業者年金協議会総会を午前11時から開催し、総会につきましては、午後1時からの開催を提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月31日、月曜日、午後1時からということではよろしいでしょうか。

9番谷口委員。

谷口委員 毎年、午前中の農業者年金協議会総会から総会まで時間がかかり空くため、もう少し早い時間の開催にはできないのか。

議長 では、少し早めまして12時30分からの開催にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、8月31日、月曜日、午後12時30分から決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第1回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後1時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

2番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会

8番 齋藤晃佳